



令和元年10月9日
住宅局住宅生産課
住宅瑕疵担保対策室

今後の住宅瑕疵担保履行制度のあり方の最終とりまとめに向けた議論を行います
～「制度施行10年経過を見据えた住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討会（第7回）」
の開催～

国土交通省は10月15日、第7回検討会を開催します。今回は、これまでの検討会における議論を踏まえ、今後の住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関するとりまとめ案の審議等を行う予定です。

住宅瑕疵担保履行法の完全施行から令和元年10月に10年が経過します。この10年で得られる住宅瑕疵保険の実績など各種データや、ストック活用型社会への転換による既存住宅流通・リフォーム市場の重要性の向上といった市場環境の変化を踏まえ、住宅瑕疵担保履行制度の検証を行う必要があることから、平成30年7月に検討会を設置しました。

今回は、現場検査のあり方等に関する検討ワーキンググループ等からの報告と、本検討会報告書についての審議等を行います。

1. 日時：令和元年10月15日（火）15：00～17：00
2. 場所：中央合同庁舎2号館低層棟共用会議室3A・3B（千代田区霞が関2-1-2）
3. 委員：別紙のとおり
4. 議事：（1）現場検査のあり方等に関する検討ワーキンググループからの報告
（2）消費者保護の充実策に係る進捗報告
（3）検討会報告書（案）について

5. 取材

- ・検討会は公開にて行いますが、カメラ撮りは冒頭のみ（議事開始前まで）とさせていただきます。
- ・傍聴を希望される方は、10月10日（木）15：00までに下記問い合わせ先まで連絡をお願いします。なお、会場の都合上、座席に限りがありますので、予めご了承下さい。
- ・当日は名刺等の氏名・ご所属がわかるものをご持参下さい。

6. その他

- ・配付資料、議事概要は、後日、国土交通省ホームページに掲載します。
- ・これまでの配布資料等については、以下のURLをご参照下さい。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000159.html

【問い合わせ先】

国土交通省 住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室 大久保、田中

電話：03-5253-8111（内線 39415、39444） 直通：03-5253-8942 FAX：03-5253-1629